

豊明市都市計画マスタープラン策定委員会の運営について

■ 会議の代理出席について

- 豊明市都市計画マスタープラン策定委員会（以下、「委員会」という。）の会議について、委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体や会の役員等のなかから代理人を定め、その者を代理人として出席させることができることとします。

■ 会議の傍聴について

- 委員会の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、委員会が判断した場合は、公開しないことができます。
- 傍聴者は、市内在住又は在勤、在学の者を対象とし、その人数は、会議の会場等に応じて、事務局が定めます。傍聴を希望するものは、事務局にその旨を申し込むものとし、傍聴における遵守事項を守ることとする。
- 会議の開催日時、場所、傍聴人の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載します。

■ 議事録の扱いについて

- 委員会の会議は、事務局により議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとします。
- なお、議事録には、発言した委員の名前が分かるように記載します。

■ その他

- 以上に定めるもののほか、必要な事項は委員会の会議で定めます。